

堺市公報 第7号	平成30年2月9日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市財産規則の一部を改正する規則 【財政局財政部財産活用課】	2
<告示>	
○住宅宿泊事業法第68条第2項に基づく住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始 について 【文化観光局観光部観光推進課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………8

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………11

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】……………12

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】……………14

規 則

堺市財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

堺市規則第1号

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基金（第81条・第82条）」を 「第5章 基金（第81条・第82条）」に
第6章 補則（第83条）」

改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 補則

第83条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1中	「	2,000	「	2,400	を に改める。
	1,900	2,200			
	1,900	2,200			
	12	14			
	2,000	2,400			
	1,900	2,200			
	50	59			
	71	84			
	110	130			
	140	170			
	210	250			
	280	340			
	500	590			
	710	840			
	1,400	1,700			
	710	840			
	2,400	2,800			
	1,900	2,200			
	1,900	2,200			
	8,000	8,000			
990	1,200				
」	」				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

堺市告示第20号

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第68条第2項の規定により、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うことについて大阪府知事と協議し、これを処理することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

- 1 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日
平成30年3月15日

堺市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

- 1 診療所

名称	所在地	指定年月日
朗友館診療所	堺市西区鳳東町6-659-1	平成29年12月1日

医療法人修医会 ヤマ グチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年12月1日
-------------------------	-----------------	------------

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
谷和歯科医院	堺市堺区石津町1-8-32	平成28年7月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション RESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東3-358 諏 訪森東ハイツ202号	平成30年1月1日
タイヨウ訪問看護ステ ーション	堺市北区中百舌鳥町4-540-1	平成29年12月1日
わかば訪問看護ステ ーション	堺市北区長曾根町1207-4	平成30年1月1日

堺市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

朗友館診療所	堺市西区鳳東町5-575-1	平成29年11月30日
医療法人修医会 ヤマ グチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
谷和歯科医院	堺市堺区石津町1-8-32	平成28年6月30日
医療法人修医会 ヤマ グチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ふれあい薬局	堺市中区深井沢町3341-1-101	平成30年1月9日
ひかり薬局	堺市西区鳳北町4-221-5	平成29年12月31日

堺市告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
あるふぁ訪問看護 ステーション	堺市南区新檜尾台3- 6-11	堺市南区桃山台2 -20-7	平成29年11月19 日

堺市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	訪問介護ステーションはな	堺市中区辻之1189-271	平成29年11月1日
訪問介護	訪問介護ステーションはな	堺市中区辻之1189-271	平成29年11月1日

堺市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養管理指導	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
介護予防訪問リハビリテーション	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
介護予防訪問看護	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
居宅療養管理指導	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
訪問リハビリテーション	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
訪問看護	ヤマグチ堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	平成29年11月30日
介護予防訪問リハビリテーション	耳原鳳クリニック	堺市西区鳳南町5-595	平成29年9月15日
訪問リハビリテーション	耳原鳳クリニック	堺市西区鳳南町5-595	平成29年9月15日
介護予防訪問看護	耳原鳳クリニック	堺市西区鳳南町5-595	平成29年9月15日
訪問看護	耳原鳳クリニック	堺市西区鳳南町5-595	平成29年9月15日
居宅療養管理指導	ひかり薬局	堺市西区鳳北町4-221-5 エステート朝日1F	平成29年12月31日

堺市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更後の名称	変更前の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	医療法人薫風会 西川クリニック	医療法人薫風会 西川整形外科	堺市東区丈六160-1	平成14年5月1日
訪問リハビリテーション	医療法人薫風会 西川クリニック	医療法人薫風会 西川整形外科	堺市東区丈六160-1	平成14年5月1日
訪問看護	医療法人薫風会 西川クリニック	医療法人薫風会 西川整形外科	堺市東区丈六160-1	平成14年5月1日
介護予防通所サービス	パナソニックエイジフリーケアセンター 堺泉ヶ丘・デイサービス	パナソニックエイジフリーケアセンターにわしる・デイサービス	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日
介護予防通所介護	パナソニックエイジフリーケアセンター 堺泉ヶ丘・デイサービス	パナソニックエイジフリーケアセンターにわしる・デイサービス	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日
通所介護	パナソニックエイジフリーケアセンター 堺泉ヶ丘・デイサービス	パナソニックエイジフリーケアセンターにわしる・デイサービス	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日

堺市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項に

においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

名称	事業の種類	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
あるふぁ訪問看護ステーション	介護予防居宅療養管理指導	堺市南区新檜尾台3-6-11	堺市南区桃山台2-20-7	平成29年11月19日
あるふぁ訪問看護ステーション	居宅療養管理指導	堺市南区新檜尾台3-6-11	堺市南区桃山台2-20-7	平成29年11月19日
あるふぁ訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	堺市南区新檜尾台3-6-11	堺市南区桃山台2-20-7	平成29年11月19日
あるふぁ訪問看護ステーション	訪問看護	堺市南区新檜尾台3-6-11	堺市南区桃山台2-20-7	平成29年11月19日
パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・デイサービス	介護予防通所サービス	堺市南区庭代台2-9-1	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日
パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・デイサービス	介護予防通所介護	堺市南区庭代台2-9-1	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日
パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・デイサービス	通所介護	堺市南区庭代台2-9-1	堺市南区和田東1007-4	平成29年10月21日
訪問介護かな	訪問介護	堺市南区高倉台2-8-31	堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘105号	平成29年11月20日

訪問介護かんな	介護予防訪問サービス	堺市南区高倉台 2-8-31	堺市南区土佐屋 台1337 サンライズ泉ヶ丘105号	平成29年11 月20日
訪問介護かんな	介護予防訪問介護	堺市南区高倉台 2-8-31	堺市南区土佐屋 台1337 サンライズ泉ヶ丘105号	平成29年11 月20日
ケアセンターかんな	居宅介護支援	堺市南区高倉台 2-8-31	堺市南区土佐屋 台1337 サンライズ泉ヶ丘105号	平成29年11 月20日

堺市告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
田淵 香緒利	ケアークルー 鍼灸整骨院	堺市南区深阪南218	平成30年1月1日
福永 道彦	ふくなが鍼灸 治療院	堺市堺区緑ヶ丘中町4-1 -21	平成29年12月28日

堺市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
数野 翔大	森田鍼灸院	堺市堺区綾之町東1-3-39	平成29年12月31日

堺市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 から まで	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
赤坂台97号線	南区赤坂台4丁350番16地先	旧	6.15 7.15	1.41	(70190)
	" 350番16地先	新	6.15 7.15	1.41	



堺市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

平成30年2月9日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 から まで	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
上野芝向ヶ丘 33号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁 733番17地先	旧	4.00	23.10	(70087)
	"	新	4.51		
	733番18地先	新	4.06 5.00	23.10	